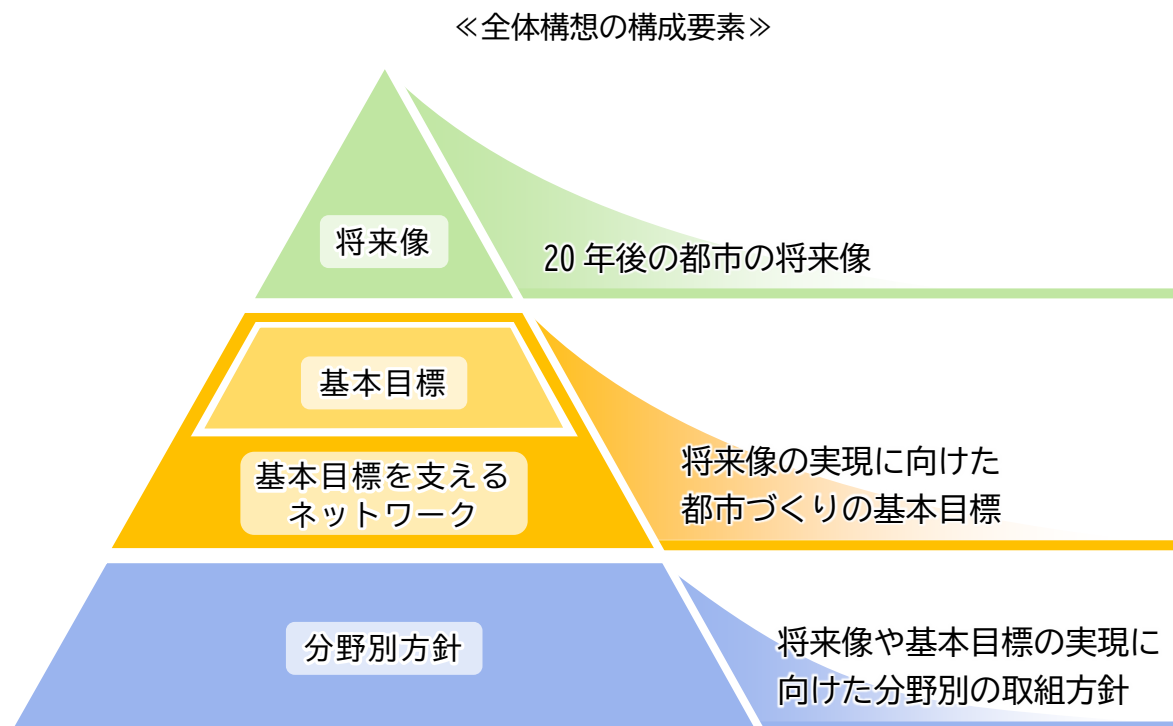

第2章

全体構想

第2章 全体構想

2—1 目指す都市の姿

市全体の将来都市像である全体構想は、都市の将来像・基本目標・分野別方針を構成要素とします。



(1) 都市の将来像

輝きプランや市民意見などを踏まえ、20年後の都市の将来像を掲げます。

住みたい 住み続けたい 成長するまち

輝きプランでは、目指す将来の都市像を「水と緑と笑顔が輝くまち 東大和」として、少子高齢化と人口減少が進展する中であっても、市民がいきいきと活動する、活力あるまちづくり、持続可能なまちづくりを進めることとしています。

都市づくりの主要課題として、利便性の高い魅力的な拠点の形成、安全・安心で質の高い住環境の形成、地域資源のポテンシャルを最大限に引き出す環境の整備、円滑な移動と活発な交流を支えるネットワークの形成があげられます。

これらの課題への的確な対応とあわせ、輝きプランで掲げる将来の都市像の実現に向け、都市づくりの分野からこれを支えるため、本計画で掲げる20年後の都市の将来像を「住みたい 住み続けたい 成長するまち」と掲げ、次世代の子どもたちにつなげるまちづくりを進めていくこととします。

(2) 都市づくりの基本目標

「都市の将来像」の実現に向けた3つの基本目標及び基本目標を横断的に支えるネットワークの目標を示します。

【基本目標1】

便利な暮らしを支え、活力や賑わいを生み出す拠点の形成

都市の持続性を確保しつつ、市民一人一人が持つ能力や個性が発揮されるまちにしてい くためには、人・モノ・情報の交差によって、様々な交流を生み出し、活発な都市活動が営 まれることが重要であることから、こうした様々な都市活動を支える機能が集積した拠点 の形成を目指します。

【将来のまちのイメージ】

- 東大和市駅、上北台駅、玉川上水駅周辺では、商業・業務、医療・福祉、教育、コミュニ ティ、宿泊・滞在、居住、公共公益などの多様な都市機能が高度に集積するとともに、 交通結節機能の強化やアクセス性の向上により、市内外から人々が集まり、賑わい・交 流・活力が創出されています。
- 武蔵大和駅、桜街道駅、多摩都市モノレール新駅周辺では、日常生活を支える機能、居 住機能、交通結節機能など、地域特性に応じた都市機能が集積し、利便性の高い空間が 形成されています。
- 大規模団地などの周辺では、徒歩圏内に日用品を扱う店舗、カフェなどの飲食店、集会 所などのコミュニティ施設が立地し、日常生活を支える機能が集積しています。
- 上仲原公園や市立狭山緑地などでは、みどりと調和したスポーツ・レクリエーション、 観光、滞在などの機能が充実し、市内外の人々が交流し、快適に過ごせる空間が創出さ れています。

【基本目標2】

ゆとりと潤いが感じられる、安全・安心な住宅市街地の形成

地震や豪雨などの自然災害が激甚化、頻発化する中、防災・減災力の強化に努めるととも に、自然エネルギーの活用、省エネルギーなどによる環境負荷の低減に取り組むことが重要 であることから、市民の安全・安心でゆとりある暮らしが実現できる住宅市街地の形成を目 指します。

【将来のまちのイメージ】

- 自然に囲まれたゆとりある住環境が魅力となり、市外からの移住者が増えています。
- 住宅団地は建替えや更新により居住環境が向上し、新たに生み出されたオープンスペー スでは、イベント企画、市民活動等が活発に行われ、多世代交流の場となっています。
- 耐震・省エネ・バリアフリー性能の高い建築物が供給され、防災性の向上や環境負荷の 軽減、利便性・安全性の向上が図られた市街地が形成されています。
- 河川の改修や雨水排水管の整備などにより河川氾濫防止や浸水被害が軽減され、水害に 対する安全性が確保された市街地が形成されています。
- 公園・緑地・こども広場は、再編等により機能・役割分担が図られるとともに、グリー ンインフラやユニバーサルデザインなどの考え方が取り入れられ、市民はそれぞれお気 に入りの場所で過ごしています。

【基本目標3】

狭山丘陵をはじめ、市民が誇りに思い 心豊かに過ごせる地域資源を活用した魅力の創出

狭山丘陵や空堀川・野火止用水などの自然環境や地形の上で育まれてきた気候風土、歴史や文化といった地域資源は人々の暮らしや活動を支える大切な要素であることから、これらの資源に磨きをかけ、活用を図りながら、さらなる魅力の創出を目指します。

【将来のまちのイメージ】

- 狭山丘陵一帯では、サクラ・ヤマユリ等の季節の花木が人々を楽しませるとともに、トウキョウサンショウウオ等の貴重な生物が生息する空間として人々の自然への関心を高めています。
- 市立狭山緑地やその周辺には、フィールドアスレチックや郷土博物館、自然環境と調和した飲食・物販店舗などが立地し、市内外の人々が一日楽しく過ごしています。
- 市内には、多摩湖や空堀川・野火止用水などの「水」と多摩湖自転車歩行者道・緑道・遊歩道などの「緑」の潤い空間が広がり、点在する公園・緑地、農地、文化財などとともにネットワークを形成し、多くの人々が散策を楽しんでいます。
- 自然環境や歴史とともに育まれた神社仏閣や文化財などが織りなす空間が広がっており、現存する都内最古の神社建築である豊鹿嶋神社には市内外から人々が訪れています。
- 市域北部・中部を中心に、東京狭山茶や多摩湖梨をはじめとした作物を生産する農地が広がり、緑とのふれあいの場や市街地における貴重なオープンスペースとして、東大和の気候風土を感じられる空間になっています。また、新鮮な農産物は市内の直売所で販売されるとともに、カフェやレストランで食材として使用されるなど、その味を求めて、市内外から人々が訪れています。

【基本目標を支えるネットワーク】

みどり豊かな自然を感じられる地域ネットワークと 人々の交流や活力を育む広域ネットワークの形成

今後、人口密度が低下し、人と人との交流が希薄化することが予想される中、快適に移動することができ、多様な人々が互いに支えあえる暮らしの実現が重要であることから、公共交通の利用促進、多様な移動手段の確保、都市計画道路の整備の推進などにより、市内外のネットワークの形成を目指します。

【将来のまちを支えるネットワークのイメージ】

- 拠点、公園・緑地、文化財などは、緑道や河川管理用通路などで結ばれ、徒歩や自転車で季節を感じながら移動できる空間となっています。
- 駅などの交通結節点における乗換利便性の向上、ベンチや上屋の設置などによる待合機能の充実により、公共交通の利便性が高まっています。市街地ではシェアサイクル、カーシェア、マイクロモビリティなどにより人々が快適に移動しています。
- 道路や鉄道・モノレールなどの広域交通ネットワークにより、近隣市などへの移動時間が短縮し、市内外の人々の交流や様々な産業などの結びつきが強まっています。
- 多摩地域や東京圏における交通基盤の整備などにより、高速道路・新幹線・羽田空港などへのアクセス性が向上し、遠距離移動の利便性が向上しています。

(3) 基本目標の実現に向けた重点施策

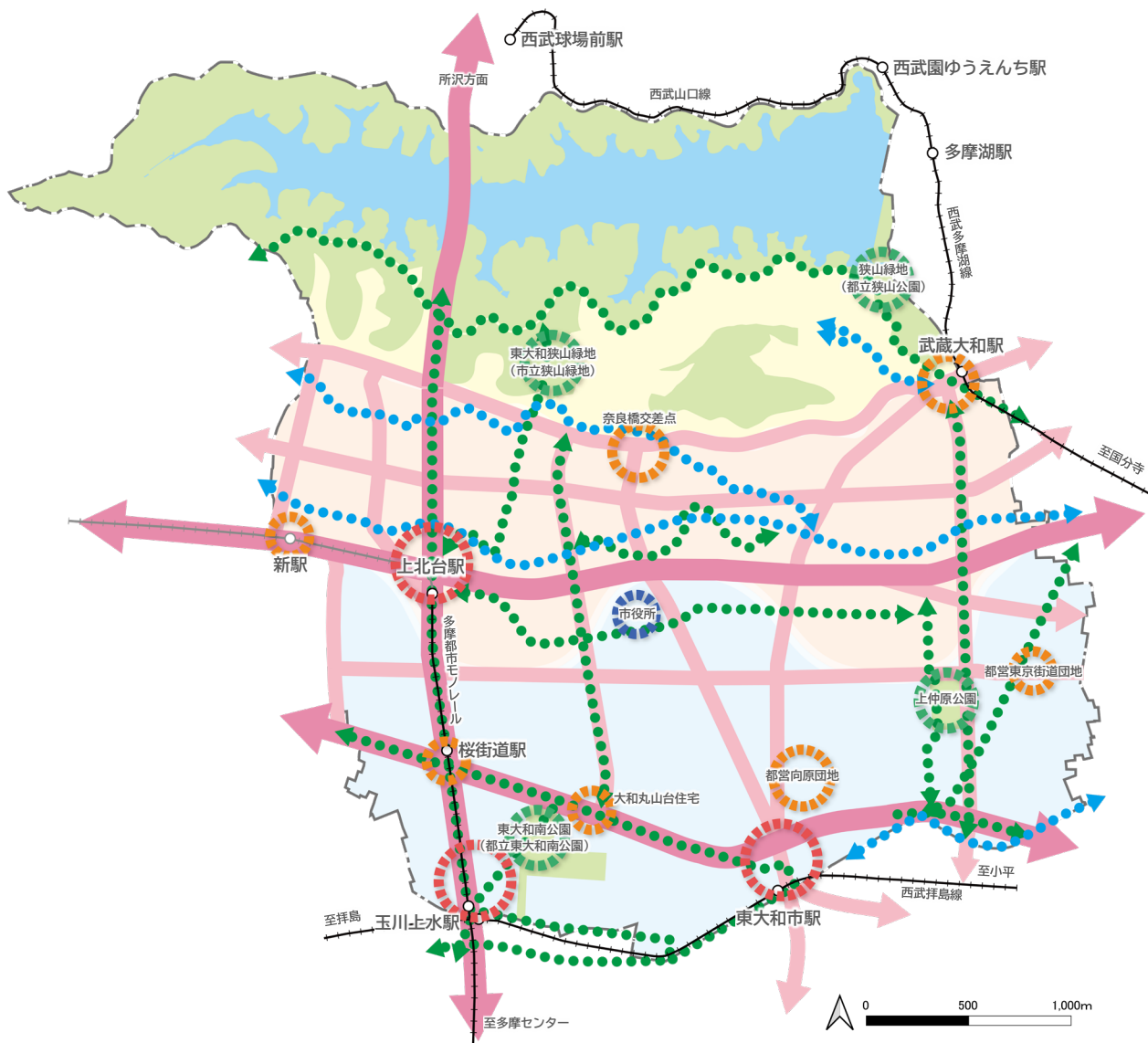
3つの基本目標の達成に貢献する取組を「重点施策」と位置付け、ネットワークの視点を加味しながら示します。

基本目標	取組名	ねらい	主な手法（例）
【基本目標1】 便利な暮らしを支え、 活力や賑わいを生み出す 拠点の形成	上北台駅周辺の まちづくり	多摩都市モノレールの延伸の機会を捉えながら「狭山丘陵の玄関口」にふさわしい拠点形成に向け、公共施設の複合化、商業や医療等の多様な都市機能の集積を図る。	・地区計画の決定 ・一団地の住宅施設の廃止 ・用途地域等の変更
	東大和市駅周辺の まちづくり	「東大和市の玄関口」にふさわしい拠点形成に向け、都市基盤施設の整備とあわせた商業・業務をはじめとした都市機能の高度な集積と交通結節機能の強化などを図る。	・地区計画の決定 ・用途地域等の変更 ・市街地開発事業 ・都市基盤施設の整備 ・都市開発諸制度
【基本目標2】 ゆとりと潤いを感じられる、 安全・安心な 住宅市街地の形成	浸水対策の推進	公共下水道（雨水）の整備を推進するとともに、東京都による空堀川上流雨水幹線整備とあわせた雨水管整備を実施し、豪雨時等の浸水被害の軽減を図る。	・公共下水道（雨水）の整備 ・空堀川上流雨水幹線の整備[東京都施行]
	空家等対策の推進	住宅等の適正管理、空家等の流通利活用の促進等により、地域やまちの防災性・防犯性の向上や良質な住環境の形成を図る。	・住宅等の適正管理、空家等の流通利活用の促進 ・特定空家等の認定等に関する条例による対応
【基本目標3】 狭山丘陵をはじめ、 市民が誇りに思い心豊かに 過ごせる地域資源を活用した 魅力の創出	狭山緑地周辺の みどりの保全・活用	狭山緑地フィールドアスレチック改修事業を契機として、より魅力ある屋外レクリエーション空間の創出を図る。	・屋外レクリエーション空間の整備 ・散策環境の整備
	空堀川周辺の みどりの再編	空堀川旧河川の一部を都市計画公園に指定しつつ、散策環境の充実や緑と水のネットワークの強化を図る。	・都市計画公園の決定 ・街灯や公衆便所などの整備

2—2

様々な機能の集積を目指す「拠点」、各拠点の連携による交流を図る「ネットワーク」、まちの成り立ちを活かした「ゾーン」を主な構成要素として、都市の将来像や基本目標の実現に向けた都市の骨格を示します。

《将来都市構造図》



凡 例					
【拠点】	【ネットワーク】		【ゾーン】		
 主要拠点	 広域交通ネットワーク	 複合市街地ゾーン	 鉄道・モノレール駅		
 地域の拠点	 地域交通ネットワーク	 緑農住ゾーン	 モノレール駅（新駅）		
 行政・文化・交流拠点	 緑のネットワーク	 歴史・文化・自然ゾーン	 鉄道・モノレール路線		
 みどりの拠点	 水のネットワーク	 みどりのゾーン	 モノレール路線（延伸）		

(1) 拠点

多様な機能の集積や人々の交流の創出が図られる拠点を「主要拠点」「地域の拠点」「行政・文化・交流拠点」「みどりの拠点」として以下に示します。

1) 主要拠点

主に商業・業務をはじめとした都市機能の集積や公共交通のアクセス性の高さを活かした交通結節機能の強化を目指す地区等を「主要拠点」に位置付けます。

① 東大和市駅周辺

- 東大和市駅周辺では、都市計画道路などの都市基盤整備とあわせ、密集市街地の解消や高齢化している建築物の更新を図るとともに、都市計画手法の活用により、商業・業務、居住、医療・福祉、教育、公共公益などの機能が高度に集積した市の玄関口にふさわしい活力ある市街地の形成を目指します。

② 上北台駅周辺

- 上北台駅周辺では、今後の土地利用や都市基盤整備の動向などを捉え、土地利用の誘導などにより、商業・業務、医療・福祉、教育、コミュニティ、宿泊・滞在、居住などのほか、狭山丘陵周辺へのアクセス性の向上に寄与する機能が集積した、狭山丘陵の玄関口にふさわしい賑わいのある市街地の形成を目指します。

③ 玉川上水駅周辺

- 玉川上水駅周辺では、多摩都市モノレールの延伸など将来の交通ネットワークの拡充を見据え、交通結節機能の強化を図るとともに、玉川上水や都立東大和南公園に近接した立地を活かしたみどり豊かで活発な交流が生まれる魅力ある市街地の形成を目指します。

2) 地域の拠点

主に身近な地域における日常生活を支える商業、医療・福祉などの生活支援機能の集積や交通結節機能の充実を目指す地区等を「地域の拠点」に位置付けます。

① 武蔵大和駅周辺

- 武蔵大和駅周辺では、生活支援機能の充実を図るとともに多摩湖へのアクセス性の高さや広域的な自転車ネットワークである多摩湖自転車歩行者道沿道に位置する立地特性を活かし、交通結節機能や観光機能の充実を図り、みどり豊かでより利便性の高い市街地の形成を目指します。

② 桜街道駅周辺

- 桜街道駅周辺では、市内の工業地域に位置するとともに、広域交通ネットワークの結節点となっている立地特性を活かし、低未利用地における適切な土地利用の誘導など、工業・商業・業務・住宅の複合市街地の形成を目指します。

③ 多摩都市モノレール新駅周辺

- 多摩都市モノレール新駅周辺では、立川都市計画道路3・2・4号新青梅街道線（新青梅街道）沿道の賑わいと周辺の住環境が調和したみどり豊かな市街地の形成を目指します。

④ 向原団地地区

- 向原団地地区では、地区周辺の住環境と調和したみどり豊かで安心して暮らせる良好な住宅市街地の形成を目指します。

⑤ 東京街道団地地区

- 東京街道団地地区では、建替事業により整備された良好な住環境を維持するとともに、公共公益施設や生活支援機能等の立地を維持することにより、安全で安心して住み続けられる住宅市街地の形成を目指します。

⑥ 奈良橋交差点周辺・大和丸山台住宅周辺

- 奈良橋交差点周辺と大和丸山台住宅周辺では、日常生活を支える既存の都市機能の立地を維持しつつ、土地利用の複合化などを検討しながら地域の利便性や魅力を感じられる市街地の形成を目指します。

3) 行政・文化・交流拠点

行政・文化・交流機能の集積を目指す地区を「行政・文化・交流拠点」に位置付けます。

① 市役所周辺

- 市役所及びその周辺では、今後の公共施設の再配置との整合を図りながら、施設の更新や地域コミュニティの活性化などを目指します。

4) みどりの拠点

主に土地利用の誘導により、みどりと調和したスポーツ・レクリエーション機能や観光・滞在機能などの充実を目指す地区等を「みどりの拠点」に位置付けます。

① 上仲原公園及び市立狭山緑地

- 上仲原公園や市立狭山緑地では、みどりと親しめる機能や、スポーツ・レクリエーション機能の充実を図るなど特色ある公園整備を目指します。

② 都立狭山公園

- 都立狭山公園では、多摩湖の眺望や四季を感じることができる花木などがあることから、適切な維持管理等を管理者である東京都に要請し、市民が自然とのふれあいの場として活用を目指します。

③ 都立東大和南公園

- 都立東大和南公園では、スポーツ・レクリエーションの場として、更なる機能の充実を管理者である東京都に要請し、市民が親しめる公園を目指します。

(2) ネットワーク

市内外を結ぶ道路交通網や連続したみどりを「広域交通ネットワーク」「地域交通ネットワーク」「緑のネットワーク」「水のネットワーク」として以下に示します。

1) 広域交通ネットワーク

- 主に隣接市との交通連携を高め、広域的な移動の利便性を確保する道路や鉄道・モノレール等を「広域交通ネットワーク」として位置付け、主要拠点と隣接市の拠点を結ぶことで広域的な移動の円滑化を目指します。

2) 地域交通ネットワーク

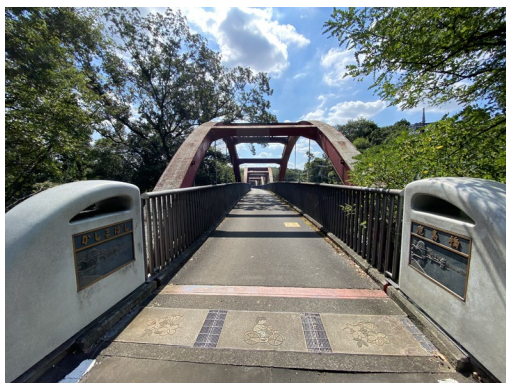
- 主に市域内の交通連携を高め、地域的な移動の利便性を確保する道路等を「地域交通ネットワーク」として位置付け、市域内の拠点を結ぶことで市内における移動の円滑化を目指します。

3) 緑のネットワーク

- 拠点を結ぶ道路や河川の改修に伴い整備された緑道、多摩湖自転車歩行者道、多摩湖周遊道路等を「緑のネットワーク」として位置付け、緑の連続性を確保するとともに自然環境の保全を目指します。また、拠点を結び、連続する歩行空間を形成する「水のネットワーク」とあわせて「みどりのネットワーク」とします。

4) 水のネットワーク

- 空堀川、奈良橋川、玉川上水及び野火止用水を「水のネットワーク」として位置付け、水に親しめる連続した空間の保全と活用を目指します。また、拠点を結び、連続する歩行空間を形成する「緑のネットワーク」とあわせて「みどりのネットワーク」とします。



多摩湖自転車歩行者道



空堀川

(3) ゾーン

拠点やネットワーク、地域特性や地形などを踏まえ、市全体を概括的に捉えた地域の区分を「複合市街地ゾーン」「緑農住ゾーン」「歴史・文化・自然ゾーン」「みどりのゾーン」として以下に示します。

1) 複合市街地ゾーン

- 市域南部の商業・業務、住居、産業等の機能が複合する地域を「複合市街地ゾーン」として位置付け、各機能の調和が図られるとともに地域の特徴を活かした土地利用を推進します。

2) 緑農住ゾーン

- 市域北部の狭山丘陵から広がる農地や屋敷林などの緑と住宅地が調和する地域を「緑農住ゾーン」として位置付け、農地の保全と活用を図りつつ、緑に囲まれた良好な住環境の維持・向上を図ります。

3) 歴史・文化・自然ゾーン

- 都道青梅街道及び都道128号線から狭山丘陵の麓に点在する社寺や自然と調和した丘陵住宅地が広がる地域を「歴史・文化・自然ゾーン」として位置付け、歴史・文化を感じ、自然と調和する住環境を維持しながら、周辺環境との調和を前提に観光振興や地域活性化などを図ります。

4) みどりのゾーン

- 上仲原公園や市立狭山緑地などを「みどりのゾーン」として位置付け、スポーツ・レクリエーション機能の充実などをはかることにより、多くの人がみどりと親しめる場を形成します。



圓乗院



市立狭山緑地

2—3 分野別方針

「土地利用」「道路と交通」「みどりと環境」「安全と安心」「住まいと暮らし」「賑わいと交流と活力」の6つの分野ごとに都市の将来像の実現に向けたまちづくりの方針を示します。

方針1 土地利用の方針

将来都市構造に掲げる「拠点」の形成をはじめとして、まちの成り立ちを活かしたゾーンを具体化し、各地域の現況や特性を踏まえた、きめ細やかな土地利用を誘導するため、地域地区や地区計画制度等の活用により、活力や賑わいを生み出す拠点の形成、安全・安心な住宅市街地の形成などを目指します。

(1) 住宅系の土地利用

1) 低層住宅地

① 低層住宅地

- 木造住宅密集地域においては、建築物の不燃化の促進やオープンスペースの確保などを検討するとともに、浸水が予想される区域においては、浸水被害の軽減や垂直避難を可能とする高さ制限の見直しを検討するなど市街地の安全性の向上と住環境の改善を図ります。
- 少子高齢化の進展やライフスタイルの多様化などの社会情勢の変化を踏まえ、必要に応じて、用途地域の見直しや地区計画制度の活用を検討しながら、コミュニティ施設やコワーキングスペース、生活支援機能などの誘導を検討します。

② 丘陵住宅地

- 丘陵住宅地においては、地区計画や風致地区制度等の活用により、現在の自然環境と調和した住環境を維持しつつ、日常生活の利便性や宅地の安全性の向上に向けた土地利用を誘導します。

③ 農住共存地

- 農住共存地においては、特定生産緑地の指定の促進による生産緑地地区の維持等による農地の保全、必要に応じた営農継続に資する土地利用の促進や市民と農がふれあえる機会の創出など、居住環境と営農環境が共存した土地利用の誘導に努めます。

2) 中高層住宅地

① 中高層住宅地

- オープンスペースを備えた中高層住宅地は今後もその良好な住環境の維持に努めるとともに、必要に応じて太陽光発電設備の設置など建築物の再生可能エネルギー利用の促進に資するよう高さ制限の見直しなどを検討します。

② 住宅団地

- 住宅団地においては、更新の機会を捉えつつ周辺環境への影響を考慮した計画的な建替えを誘導するとともに、地域特性やニーズを踏まえ、必要に応じて都市計画等の面から支える取組を検討します。

(2) 複合系の土地利用

1) 住工共存地

- 製造業をはじめとした市の産業の維持・継続は、生活必需品等の供給のみならず、雇用の創出や職住近接の促進などにもつながります。このため、原則として工業地域の指定を継続し、操業環境と住環境が共存・調和した複合市街地の形成を図る取組を検討します。

2) 沿道複合地

- 道路の位置付けや幅員、沿道土地利用の連続性などを考慮しつつ、後背地や周辺の住環境との調和を踏まえながら、地区の住環境の保全や土地利用の増進を図るため、商業・業務機能の立地を誘導します。

3) 多機能複合地

- 地域特性を踏まえ、居住機能に加えて公共公益機能、生活支援機能などの多様な機能が複合的に立地する土地利用を誘導します。

(3) 商業・業務系の土地利用

1) 商業・業務地

- 地域特性を踏まえた商業・業務機能を中心に、医療・福祉、教育、コミュニティ、宿泊・滞在、居住、公共公益などの多様な都市機能を誘導します。

2) 近隣商業地

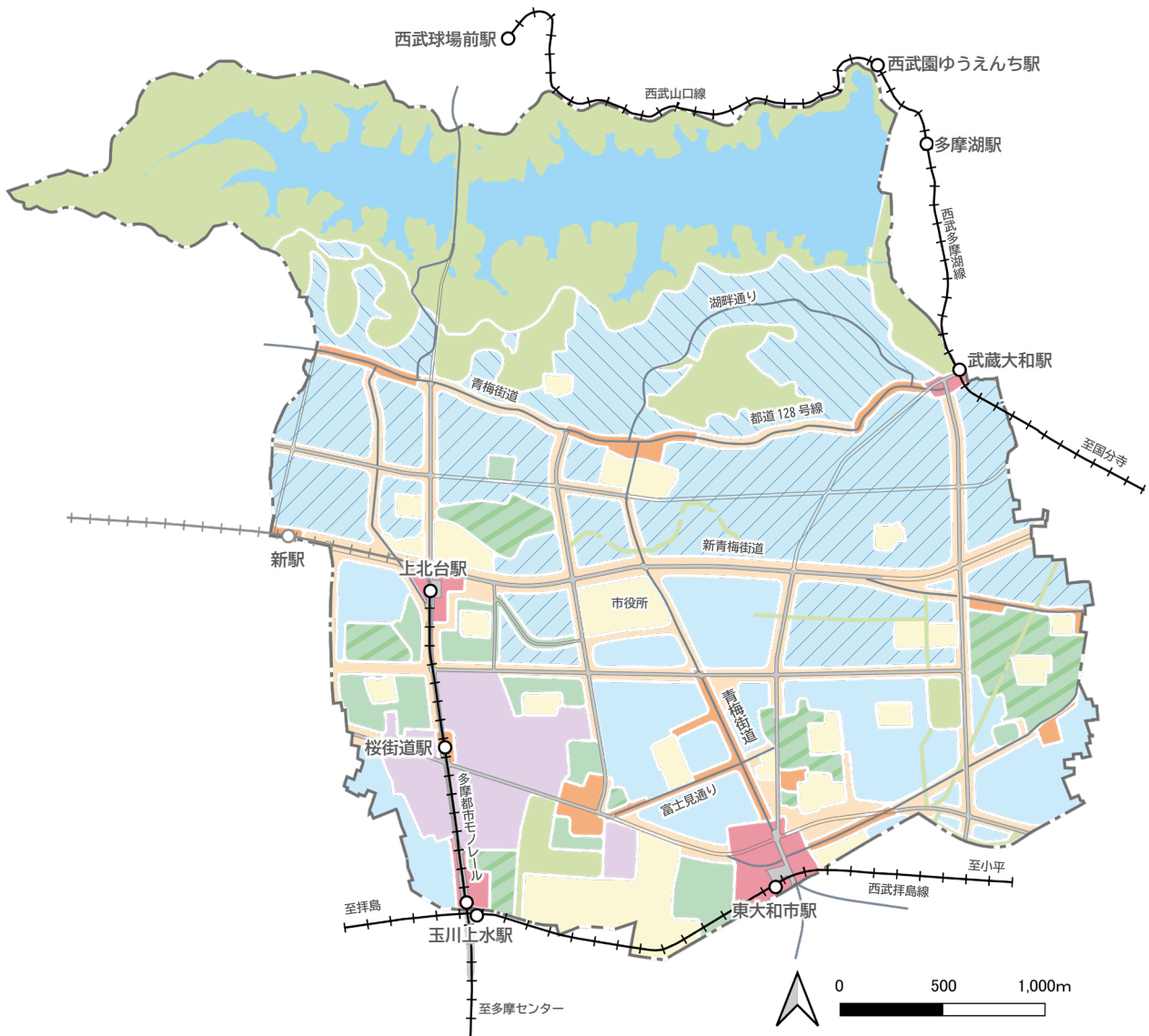
- 商店街など、商業・業務系の機能が立地している地区や道路の沿道においては、日常生活を支える機能の維持・増進を図るため、商業等の土地利用を誘導します。

(4) みどりの土地利用

1) 公園・緑地

- 上仲原公園や市立狭山緑地では、多くの人がみどりと親しめる場を形成するため、周辺環境との調和を踏まえながら、スポーツ・レクリエーション機能の充実などを図ります。

《 土地利用の方針図 》



凡 例		
低層住宅地	住工共存地	鉄道・モノレール駅
丘陵住宅地	沿道複合地	モノレール駅（新駅）
農住共存地	多機能複合地	鉄道・モノレール路線
中高層住宅地	商業・業務地	モノレール路線（延伸）
住宅団地	近隣商業地	都市計画道路（未整備）
	公園・緑地	都市計画道路（整備済）
		主要道路

序 章
都市マスタープラン
について

第1章
現状と課題

第2章
全体構想

第3章
地域別構想

第4章
実現に向けて

資料編

方針2 道路と交通の方針

将来都市構造に掲げる「広域交通ネットワーク」及び「地域交通ネットワーク」を構成する道路の整備を推進するとともに、円滑な自動車交通、人や自転車が安全で快適に移動できる空間の形成、持続可能な公共交通ネットワークの形成などを推進し、安全で快適に移動できる都市を目指します。

また、市民の貴重な移動手段である公共交通については、鉄道・モノレール、路線バス・コミュニティバスとの有機的な結びつきを高めるとともに、シェアサイクルなどの共有型交通サービスの活用促進により利便性の向上を図ります。

(1) 都市計画道路の整備

1) 都市計画道路等の位置付け

- 広域的な都市間を結ぶ交通を分担する道路として、立川都市計画道路3・2・4号新青梅街道線（新青梅街道）、立川都市計画道路3・3・30号立川東大和線（芋窪街道）、立川都市計画道路3・4・17号桜街道線（桜街道、ゆりのき通り）を、「広域交通ネットワーク」に位置付けます。
- 市町村間相互の交通及び市域内の交通を分担し、広域交通ネットワークを補完するネットワークとなる都市計画道路や都市計画道路と同等水準の道路及び主なバス路線を分担する道路を、「地域交通ネットワーク」に位置付けます。
- 地域間の交通を分担する道路として、「広域交通ネットワーク」及び「地域交通ネットワーク」以外で比較的幅員の広い道路を、その他の主要道路に位置付けます。

2) 都市計画道路の整備

- 都市計画道路は、都市の骨格を形成する重要な道路であり、安全で快適な歩行空間の確保、生活道路への通過交通の流入抑制、無電柱化や延焼遮断帯の形成による防災性の向上などを図るため、計画的な整備・改修等を推進し、道路ネットワークの強化を図ります。
- 立川都市計画道路3・4・17号桜街道線（桜街道）の事業中の区間については、車道及び歩道の拡幅による利便性の向上などを図るため、引き続き整備を推進します。
- 立川都市計画道路3・4・17号桜街道線の未整備区間や立川都市計画道路3・4・26号東大和清水線の優先整備路線の区間については、地域のまちづくりの動向や関連する都市基盤整備の動向などを捉え、整備の具体化について検討します。
- 立川都市計画道路3・2・4号新青梅街道線（新青梅街道）の概成区間（東村山市境から東大和四小南交差点まで）については、歩行者の安全確保のため、引き続き、歩道の拡幅整備を東京都に要請します。
- 立川都市計画道路3・3・30号立川東大和線（芋窪街道）については、多摩・立川方面と埼玉・所沢方面を結ぶ広域交通ネットワークの強化及び防災機能の強化を図るため、引き続き、狭山丘陵の自然環境と調和した整備を東京都に要請します。

(2) 主要道路の整備等

1) 主要な生活道路の整備

- 都市防災や交通安全等の面で、生活道路の中でも中心的な役割を担う道路の計画である「地域道路計画」の見直し等により、開発事業に伴う拡幅を主体としながら、段階的な整備等について検討します。

2) 市道の修繕

- 「東大和市舗装修繕計画」及び「東大和市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、限られた予算の中で予防保全型の効果的な修繕を実施します。

3) 都道の整備の促進

- 都道青梅街道、都道芋窪街道及び都道128号線については、電柱の移設等を含めて、安全な歩行空間の整備を東京都に要請します。

(3) 歩行者空間等の形成

1) 歩行者空間等の形成

- 都市計画道路等の改修等の際には、歩行者・自転車の安全性や快適性を確保するため、植栽ますのあり方、道路の断面構成の見直し、歩道の段差解消や無電柱化等によるバリアフリー化、自転車通行空間の確保などを検討します。
- 江戸街道や用水北通りでは、沿道の歩行空間の確保に努め、多様な整備手法の検討を行います。
- 高経年化・大径木化した街路樹の倒木や落枝、歩道の根上がりを防止し、通行者の安全性の向上や車両通行の円滑化等を図るとともに、道路の特性に応じた良好な景観を形成するため、持続可能な管理手法を検討します。
- 「東大和市交通安全計画」に基づき、道路標識や区画線などの交通安全施設及び隅切りの設置等による交差点の改良などの交通安全対策に努めます。

2) 自転車等利用環境の形成

- 自転車等の通行の妨げとなる路上駐車については、警察署に取締りを要請するとともに、商店街における利便性と安全で快適な歩行空間を確保するため、共同駐車場や共同荷さばきスペースなどの整備について、必要に応じて検討します。
- 「東大和市交通安全計画」に基づき、自転車通行空間等の整備に努めるとともに、公共自転車等駐車場の整備、放置自転車等の撤去などによる放置自転車等対策を推進します。

(4) 公共交通ネットワークの形成

1) 持続可能な交通網の形成

- 地域公共交通の持続性や利便性の向上に向け、ちょこバスの利用状況等を踏まえた運行の見直し、新たな交通手段の導入、シェアサイクルやカーシェアなどの共有型交通サービスの活用等についての検討を進め、市民・交通事業者等との連携・協働による持続可能な地域公共交通ネットワークを構築します。
- 地域公共交通ネットワークの構築の検討に当たっては、運転手不足やデジタル技術の進展を踏まえ、公共交通のDXの実現に向けて、オープンデータや人流データなどを活用した移動実態の把握、分析を行います。
- 2030年代半ばの開業に向け東京都などにより進められている多摩都市モノレール延伸事業（上北台から箱根ヶ崎までの延長約7km）について、引き続き東京都及び関係市町並びに交通事業者と連携していきます。

2) 交通結節点の機能充実

- 公共交通の利便性の向上を図るため、主要拠点などの交通結節点における鉄道・モノレール、バス・タクシーなどの乗換・待合機能をはじめとした交通結節機能の充実を検討します。

モビリティハブ

「モビリティハブ」とは、駅から離れた拠点において、様々な交通モードの接続や乗り換え拠点として、便利に移動できるモビリティサービスをすべての人の移動手段として提供するという仕組みです。

モビリティハブでは、共有型交通サービス（カーシェア、シェアサイクルなど）の利用拠点を集約するとともに、休憩施設や利便施設も隣接した複合的な機能が集積した場所をイメージしています。



モビリティハブのイメージ



モビリティサービス利用のイメージ

出典：2040 年、道路の景色が変わる～人々の幸せにつながる道路～国土交通省（令和 2（2020）年 6 月）

都市マスタープランについて

第2章
全体構想

第3章
地域別構想

第4章
実現に向けて

47

方針3 みどりと環境の方針

公園・緑地、水辺、農地など、東大和市を特色付けるみどりの資源の保全と活用により、環境と共生したみどりの魅力があふれる都市を目指します。

(1) みどりの保全と活用

1) 狭山丘陵の保全・活用

- 東大和芋窪緑地については、東京都に公有地化を要請します。
- 市立狭山緑地をみどりの拠点として位置付け、フィールドアスレチック改修事業の推進などにより、狭山丘陵一帯の魅力向上を図ります。
- 狭山丘陵・多摩湖・ニツ池などのみどりと、そこに生息・生育する生物の多様性が確保されるよう、自然環境の連続性に配慮しつつ、市立狭山緑地における市民協働による萌芽更新などにより維持・再生を図ります。

2) 水辺の保全・活用

- 空堀川・奈良橋川については、改修により安全性を確保するとともに、水とふれあい、生き物と親しめる水辺空間となるよう東京都に要請し、空堀川旧河川の一部については、東京都と連携して適切な維持管理を推進します。
- 前川については、機能や安全性等を踏まえた上で、市街地における貴重なオープンスペースとして、引き続き維持・保全に努めます。
- 野火止用水では、市南側のみどりのネットワークを構成する重要な水辺空間として保全に努めます。また、野火止遊歩道・野火止緑地・緑道では個性が生まれる再整備を検討します。

3) 農地の保全・活用

- 都市農業は農産物を供給する機能をはじめとして、防災の機能や景観形成の機能など多様な機能を有しています。市街地の貴重な緑地空間である農地の保全と活用のため、農業者の意向を確認しながら、特定生産緑地の指定の促進による生産緑地地区の維持等を図るとともに、田園住居地域の指定や農の風景育成地区制度等の活用について調査・研究します。
- 農業の継続を図るため営農環境の整備や、市民の緑とのふれあいの場として、市民農園などに活用できるよう検討します。
- 農業者との連携・協力を図りながら、市民が農業・農地に直接ふれあえる多様な機会の提供を支援します。

4) 公共空間・民有地の緑化

- 公共施設における緑化は、花木の積極的な活用や花壇の設置など、季節感を出すように努めます。また、施設に特徴を与えるようなシンボル緑化に努めます。
- 東大和市街づくり条例に基づく開発事業における緑化の協議や地区計画制度の活用などにより民有地の緑化やグリーンインフラの活用等の促進を図ります。

5) みどりのネットワークの形成

- 公園・緑地のほか、緑道・歩道・河川・用水などの連続性について検討しながら、地域特性や市民ニーズ等を踏まえたみどりのネットワークの形成を図ります。

(2) 公園・緑地の魅力向上

1) 特色ある公園づくり

- 上仲原公園や市立狭山緑地など一定規模を有する公園・緑地については、スポーツ・レクリエーション機能の充実を図るなど特色ある公園整備に取り組みます。
- 公園・緑地の改修等を検討する際には、公園・緑地の規模、位置、施設の老朽化の状況等や市民ニーズを踏まえて、遊具の設置などによる賑わいのある公園や施設の設置を最小限にとどめたオープンスペースを確保した憩いの場となる公園など、公園・緑地の特性を活かした機能分担を検討します。
- 公園・緑地の機能分担にあわせて、樹木や遊具等の公園施設の更新を実施し、安全性の向上を図るとともに、公園の魅力の向上に資する適切な維持管理を推進します。

2) 適正配置と維持管理

- 地域特性や市民ニーズを踏まえながら、社会情勢の変化などに対応した公園・こども広場等の適正配置について検討します。
- 公園・緑地などの緑の再編や未整備の都市計画公園のあり方を検討し、地域や地区ごとのまちづくりの方向性を踏まえ、必要に応じて都市計画を見直します。

3) 多様な主体による管理運営の推進

- 公園・緑地の魅力向上や、効率的な管理運営などを図るため、指定管理者制度等の導入や市立狭山緑地など一定の規模がある都市公園へのPark-PFIの導入など民間活力の活用について検討します。
- ボランティアや自治会など多様な主体との協働により、イベントの実施や施設の清掃など公園・緑地の管理運営に取り組みます。
- アダプト・プログラムをはじめとした市民や市民団体と協働による取組を検討します。

(3) 環境共生のまちづくり

1) 集約型の地域構造への再編

- 都市機能の外延的拡大の防止や、秩序を保った都市活動を確保するため、コンパクトシティ形成に向けた取り組みを検討します。
- 公共交通機関の利用促進やシェアサイクルやカーシェアなどの共有型交通サービスの活用促進など環境負荷の少ない都市構造の実現に向けた取組を進めます。

2) エネルギーの有効利用等の促進

- 環境負荷を軽減し、住宅の長寿命化を促進するため、住まい方に合わせたリフォームが可能な住宅設計などに関する情報提供を行います。
- 公共施設については、再生可能エネルギー設備や利用システムの導入など環境に配慮した施設整備に努め、新築や改修の際には省エネルギー性能の高い素材や設備の積極的な活用を推進します。
- 省エネルギー性能の高い住宅や再生可能エネルギー利用設備に関する情報提供を行い、住宅・建築物におけるエネルギーの有効利用を促進します。

3) 循環型社会の形成

- 「東大和市一般廃棄物処理基本計画（ごみゼロプラン）（令和5（2023）年3月）」に基づき、リデュースを推進し、廃棄物の減量を図ります。
- 持続可能な資源循環型社会の実現に向け、建設現場から発生する廃材や樹木の剪定枝等をリサイクルし、公園の施設等に活用することやバイオマスエネルギー利用などについて調査・研究します。



茶畑



東大和リビングテラス

コラム

グリーンインフラ

グリーンインフラとは、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるものです。



出典：グリーンインフラ実践ガイド（国土交通省、令和5（2023）年10月）

≪ みどりと環境の方針図 ≫

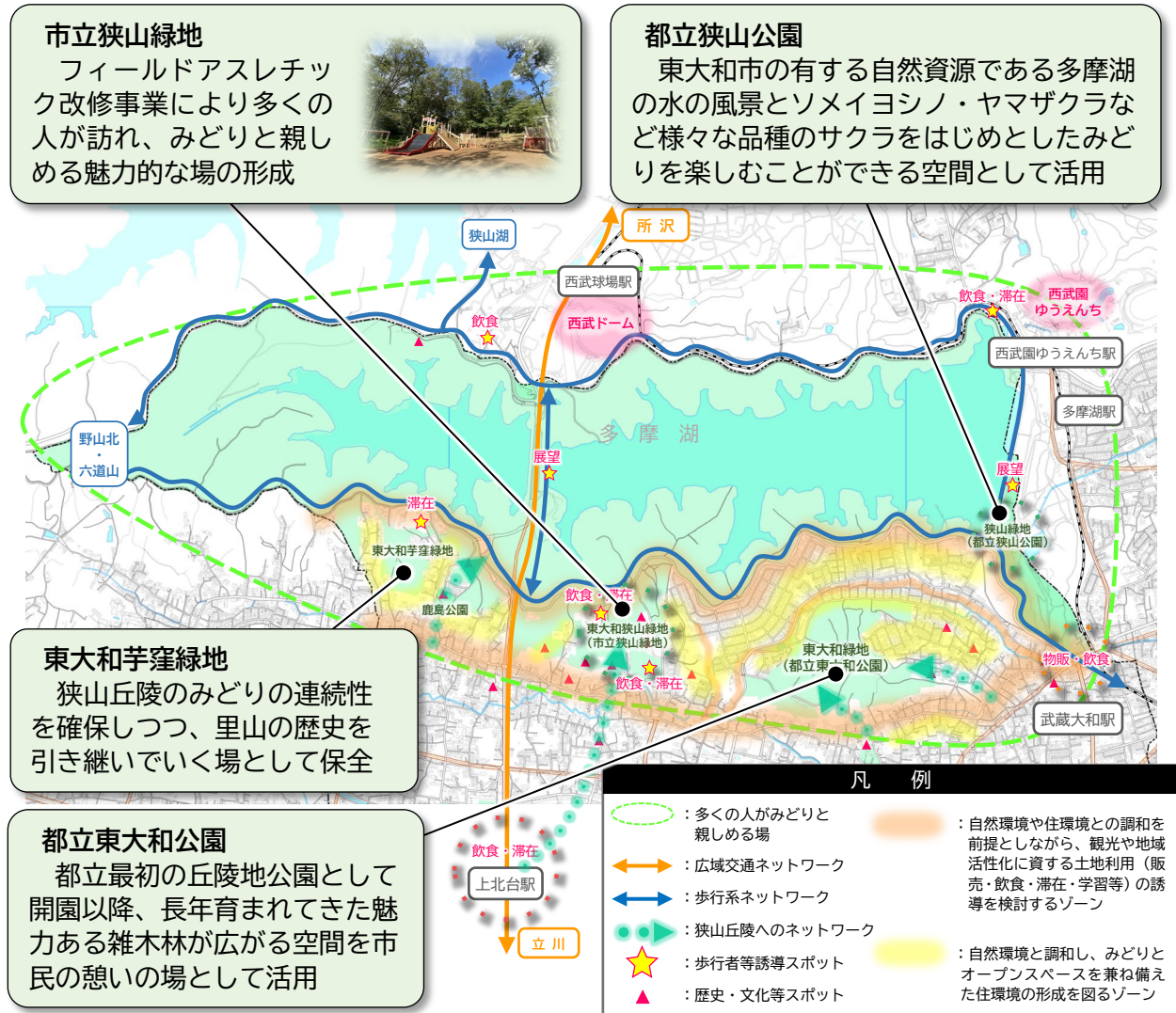


凡 例					
	みどりの拠点		公園・緑地		鉄道・モノレール駅
	狭山丘陵・多摩湖		水のネットワーク		モノレール駅（新駅）
	緑 道		緑のネットワーク		鉄道・モノレール路線
					モノレール路線（延伸）

(4) 狭山丘陵の魅力向上

市域北部の地域区分をまたがる貴重な地域資源である狭山丘陵を「多くの人がみどりと親しめる場」として位置付け、狭山丘陵一帯の将来的な活用と保全など、狭山丘陵の魅力向上に向けた目指すべき姿を示します。

《 狭山丘陵の魅力向上の方針図と取組の方向性 》



- 多摩湖を含む狭山丘陵一帯の地域資源を活かしたレクリエーション、観光機能の充実に向け、市立狭山緑地フィールドアスレチック改修事業を始めとした、みどりの保全・活用の取組について検討します。
- 多摩都市モノレール延伸部沿線まちづくりの検討などとあわせ、狭山丘陵を中心とした回遊ルートの充実や観光情報の発信など関係市町と連携した取組について検討します。
- 狭山丘陵の貴重な自然環境を保全しながら、その魅力向上を図るため、市街化調整区域内における地区計画の活用などにより、物販・飲食・滞在・学習機能等の立地誘導を検討します。
- 上北台駅と狭山丘陵を道路や河川で相互に結ぶみどりのネットワークの形成などにより、アクセス性の向上を図ります。
- 狭山丘陵・多摩湖に生息・生育する生物の多様性が確保されるよう、樹林地や湧水の維持・再生を図ります。

方針4 安全と安心の方針

災害に強い都市づくりを目指し、地震や火災への対策、総合的な治水対策、復旧・復興を視野に入れた取組の推進などにより、災害に強い都市を目指します。

また、福祉施策との連携を図りながら、公共空間・公共施設におけるバリアフリー化を推進し、誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進します。

(1) 地震や火災に強い都市基盤の構築

1) 密集市街地における防災性の向上

- 道路が狭く住宅が密集している地域などにおいて防災性の向上を図るため、必要に応じて、敷地の細分化防止、建築物の耐震化や不燃化を促進するとともに、公園などのオープンスペースの確保を検討します。

2) 地震対策の推進

- 緊急輸送道路沿道の建築物については、引き続き、東京都等と連携しながら耐震化に対する支援を行い、災害時の道路の閉塞を予防し、復旧・復興のための緊急輸送道路の機能の確保に努めます。
- 既存の道路や橋梁の老朽化対策や耐震化に取り組むとともに、都市計画道路の整備の際には無電柱化を推進し、機会を捉えた下水道施設の改築更新による機能維持及び耐震化により災害時の安全性の向上を図ります。

(2) 総合的な治水対策の推進

1) 浸水対策の推進

- 河川氾濫防止のため、空堀川・奈良橋川の整備促進を東京都に要請します。
- 浸水被害や土砂災害等の発生が危惧される地域については、適切な情報提供を行うことにより避難誘導等十分な安全対策を図ります。
- 東京都による空堀川上流雨水幹線の整備とあわせ、公共下水道（雨水）などの関連する都市基盤施設の整備を推進し、豪雨時等の浸水被害の軽減を図ります。
- 道路の雨水排水管の更新・整備、個人宅への雨水浸透枳の設置による雨水流出の抑制等の推進、グリーンインフラの活用などにより、豪雨時の浸水被害の軽減を図ります。
- 頻発・激甚化する自然災害に対応するため、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の災害ハザードエリアにおける建築物の新規立地の抑制、移転の促進、防災まちづくりの観点から総合的な対策を講じることが喫緊の課題となっており、地域の安全性を踏まえた土地利用を検討します。
- 東京都管理地（都立狭山公園・都立東大和公園等）において、一時貯留槽等の貯留施設や浸透枳、透水性舗装等の浸透施設の設置を東京都に要請します。
- 「東大和市街づくり条例」に基づき、開発事業者との協議を通じて、雨水流出抑制のための雨水貯留・浸透施設などの適切な整備を図ります。
- 土砂災害防止法、盛土規制法に基づき、東京都と相互に連携を図りながら、安全確保対策の推進に努めます。

(3) 災害対応力の強化

1) 避難空間の確保

- 災害時に公園・緑地等を防災活動拠点として利用できるよう、オープンスペースの確保に努めます。
- 樹林地や農地を保全し、都市の保水機能の向上などグリーンインフラとしての活用を検討します。
- 古い擁壁やブロック塀等について、安全性や耐震化に関する情報提供を行います。
- 災害時における避難行動要支援者の円滑な支援を行うため、「東大和市避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）（平成26年（2014）年11月改定）」に基づき、「避難行動要支援者名簿」「個別避難計画」を作成し、地域関係機関に提供するなど、支援体制を構築します。

2) ライフラインの確保・改修

- 公共施設等の耐震化のほか、道路の無電柱化、電気・ガス等のライフラインの耐震性の強化、安全装置の設置など各種対策について、関係機関と連携を図りながら推進します。
- 火災の発生や延焼を防止するため、消防水利などの整備に努めます。

3) 防災体制の構築と防災情報発信の充実

- 災害発生時の市民の安全性を確保するため、防災に関する情報提供を行います。
- 地震による被害者を減らすため、出火防止対策、消防活動体制の充実強化による火災の拡大防止等を図ります。
- 市が指定している一時避難場所・避難所・二次避難所（福祉避難所）などの情報提供や、避難訓練、防災教育などの平常時における対応を充実します。
- 災害発生時の罹災証明発行などの被災者支援に活用するため、現在の被災者生活再建支援システムを引き続き運用します。

4) 事前復興に向けた取組

- 「復興マニュアル」や地域特性を踏まえた「復興まちづくり方針」を検討し、復旧・復興へのスムーズな取組を日常的な段階から市民と共有できるよう努めます。大規模な災害が発生した際を想定し、早期に的確な復興まちづくりに着手できるよう、復興体制や手順など事前準備の取組を検討します。

(4) 防犯性の向上

1) 公共空間における防犯性の向上

- 夜間の犯罪防止と交通安全確保のため、人目につきにくい場所や裏通りなどでは街路灯の改善を図ります。また、マンション等の建設がある場合には、必要に応じて、防犯カメラ等の設置を要請します。
- 敷地内の視認性を確保するため、垣又は柵の構造の制限を行うなど、必要に応じて、地区計画制度の活用を検討します。
- 公園・公共施設等については、防犯性の観点から敷地内の視認性の確保や隣接敷地への侵入を防止する植栽配置など適切な管理に努めます。
- 地域住民と市及び警察が緊密に連携した地域の防犯性の向上を図るための環境整備について検討します。

(5) 福祉のまちづくり

1) バリアフリー化の推進

- 道路・公園・駅等の公共公益施設の新設・改良に当たっては、バリアフリー法や「東京都福祉のまちづくり条例」等に基づき、利用者の使いやすさに配慮したバリアフリー化を推進します。
- 障害者や高齢者が住みなれた地域で安心して自立した生活を続けられるように、個人住宅のバリアフリー化の普及・啓発を図ります。

2) 福祉施策との連携

- 高齢者、障害者を含めたすべての人が地域で生きがいをもって生活していけるよう福祉施設の整備に当たっては、総合化・複合化を図るとともに、他の公共施設との複合化を検討します。
- 各種福祉施設の設置に当たっては、福祉施策と連携し、事業者に対し適切な支援や助言を行い、必要な施設整備に努めます。



密集住宅地



平成28年8月台風9号 奈良橋川の氾濫

出典：東京都防災ホームページ



防災訓練の炊き出しの様子

出典：東大和市ホームページ

方針5 住まいと暮らしの方針

既存住宅ストックの活用促進、多様なニーズに対応した住宅供給の促進などにより、安心して住み続けられる都市を目指します。

(1) 良質な住環境の形成

1) 空家等対策の推進

- 「東大和市空家等対策計画（令和4（2022）年12月）」に基づき、所有者による住宅等の適正管理の促進、特定空家等の発生抑制と対応、空家等の流通・利活用の促進により、良質な住環境づくりに取り組みます。
- 空家等対策特別措置法の改正を踏まえ、東大和市特定空家等及び管理不全空家等の認定等に関する条例を定め、特定空家等に適切に対応します。

2) 住宅等の耐震化の促進

- 「東大和市耐震改修促進計画（令和3（2021）年12月）」に基づき、耐震化に係る周知啓発を図るとともに、旧耐震基準で建てられた木造戸建住宅などに対する耐震化に要する費用助成を実施し、住宅等の耐震化を促進します。
- 新耐震基準で建てられた木造住宅などに対する耐震化に要する費用助成やマンションの耐震化の促進のための取組について検討します。

3) マンションの維持管理の適正化の促進

- 「東大和市マンション管理適正化推進計画（令和5（2023）年10月）」に基づき、高経年マンションの管理不全に対応するため、管理の適正化に関する周知啓発を図るとともに、マンションの管理計画認定制度の実施などにより、自主的な維持管理の適正化を促進します。



東大和市空き家対策ハンドブック



マンション長寿命化促進税制のパンフレット

出典：国土交通省

(2) 多様なニーズに対応した住生活の実現

1) 重層的な住宅セーフティネットの構築

- 「市営住宅のあり方に関する方針（令和3（2021）年3月）」に基づき、市内の都営住宅や民間賃貸住宅などの住宅ストックを活用するとともに、生活保護や生活・就労支援などの社会保障制度と連携し、誰もが安心して住まいを確保できる仕組づくりを検討します。
- 民間賃貸住宅の家主と住宅確保要配慮者の双方が安心して利用できる市場環境の整備に向け、残置物処理や家賃滞納などに困らない仕組について情報提供を行います。
- シルバーピア（都営住宅等）については、市内の公的賃貸住宅や住宅セーフティネット法に基づく登録住宅の供給状況等を踏まえつつ、他の高齢者福祉施策との連携を図りながら、適切な規模や運営方法等についての見直しを検討します。

2) 高齢者世帯・子育て世帯への配慮

- 高齢者世帯・子育て世帯のニーズや、それぞれのライフステージに応じた住み替えなどを支援するための制度等に関する情報提供を行います。
- 子育て世帯が安心して子どもを産み、育てることができる住まいづくりの推進に向け、東京都の実施する子育て世帯向け住宅の供給促進のための支援制度等に関する情報提供を行うとともに、市における供給促進のための仕組づくりについて検討します。
- 高齢者の住居の安定確保に向けた住環境の整備に取り組むとともに、「東大和市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づく、在宅での高齢者対応や地域での居住の支援等の福祉施策と連携した総合的な施策の展開を図ります。

3) 既存住宅ストックの活用

- 既存住宅ストックの活用促進に向け、それぞれのライフステージに応じた住宅のリフォームに関する情報提供を行います。
- 既存住宅ストックの流通促進に向け、市民が安心して中古住宅を売買等できるように、関係団体と連携しながら、インスペクション、瑕疵保険、住宅履歴情報の蓄積・活用等に関する情報提供を行います。



都営向原団地

方針6 賑わいと交流と活力の方針

コミュニティや地域産業の活性化と様々な地域資源の活用などにより、賑わい・交流・活力が生まれる都市を目指します。

(1) コミュニティの活性化

1) 交流促進の仕組づくり

- 将来都市構造を構成する「主要拠点」及び「地域の拠点」では、それぞれの拠点の位置付け、特性を踏まえ、各種の機能の拡充、立地誘導を図り、交流の促進と賑わいの創出を図ります。
- 主要拠点などにおける多様な業種の交流による創業支援や新たな産業の創出等に向けた取組を推進します。

2) 人中心のまちづくり

- 主要拠点などにおいては、多様な人々が集い交流する機会を創出するため、まちなかの公共空間をウォーカブルな人中心の空間に転換する「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の形成について検討します。

(2) 公共施設及び公有地の適正配置

1) 公共施設の適正配置

- 学校施設を含めた市全体の公共施設の再配置等を検討し、公共施設再配置計画を策定します。また、公共施設の再配置に当たっては、拠点における都市機能の集積の視点などを加えながら、必要に応じて、用途地域等の見直しを行うなど、都市計画等の面からこれを支える取組を検討します。
- 公共施設の再配置等に当たっては、厳しい財政状況や人口減少、公共施設の老朽化などに適切に対応していくため、関連計画を踏まえながら公民連携手法（PPP/PFI）の活用を検討します。

2) 公有地の活用の検討

- 市有地や公共施設の統合により移設した施設の跡地などについては、関連計画などを踏まえ、地域の魅力向上や都市機能の更新など都市づくりとの連携の視点を加えながら有効活用や売却等について検討します。

(3) 地域産業の活性化

1) 農業の振興

- 農業と連携した体験農園、商業と連携したショッピング・食べ歩きのか場としての魅力づくり、更には工場の見学といった体験型の観光展開について調査・研究します。
- 農業と商業の連携による農産物の地産地消（学校給食）などを検討します。

2) 商工業の振興

- 商店街の活性化に向けたイベントや個店の魅力発信を促進します。
- 中小企業大学校と連携した創業支援などに継続的に取り組み、地域に根差した店舗や企業などの立地誘導、空き店舗の活用などを図ります。
- 東大和市の産業を牽引してきた製造業をはじめとする工業については、雇用の創出や職住近接の促進などにもつながることから、操業環境の維持に努めます。

(4) 地域資源の活用

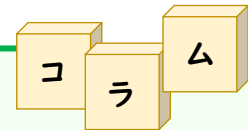
1) 景観の保全・活用

- 戦災建造物である旧日立航空機株式会社変電所の保存に努め、公開を通じて平和の大切さを伝えていきます。
- 地域に根ざした民話・伝承・歴史・事物をテーマに設置されている美術工芸品（モニュメント）については、地域への愛着心を育み、文化にあふれた都市を目指すために適切に管理します。
- 都市計画道路等においては、道路交通機能の確保を前提としつつ、良好な景観を形成するため、道路ごとの適切な役割を踏まえた持続可能な管理手法を検討します。また、沿道の統一感のある街並みを誘導するとともに、沿道の看板等は、周囲の景観と調和したデザインとなるよう誘導します。
- 主に都道青梅街道、都道128号線の北側は、東京都の「東京都景観条例」に基づく丘陵地景観基本軸の届出制度、首都圏近郊緑地保全法に基づく狭山近郊緑地保全区域の届出制度とあわせて、風致地区の許可制度などの適切な運用により、丘陵地の良好な景観を維持します。
- 空堀川等の河川や野火止用水周辺では、四季折々の自然や、ゆっくりと散策が楽しめる空間づくりに努めます。また、都市計画河川整備後の空堀川旧河川の一部については、新たに都市計画公園に位置付け、散策の快適性を向上させるなど、みどりのネットワークの強化を図るとともに、みどりのネットワークと一体となった歩行空間の形成に向け、季節を感じる樹木の配置や休憩スペースの確保など歩きたくなる空間の形成を図ります。
- 日本で一番美しいといわれる取水塔を擁する多摩湖は「ダム湖百景」、「新東京百景」にも選ばれており、ブランド・プロモーションの視点を含めて、その優れた景観の周知・PRに努めます。

2) 観光事業の推進

- 多摩湖を含む狭山丘陵一帯の地域資源を活かしたレクリエーション、観光機能の充実に向け、市立狭山緑地フィールドアスレチック改修事業をはじめとした、みどりの保全・活用の取組について検討します。
- 観光振興に向けたイベント開催やボランティアガイドなどの育成について検討します。
- 多くの人々が狭山丘陵の歴史・文化・自然などを感じながら回遊できるよう、案内板・サインの設置やルートマップのデジタル化などにより周知・PRに努めます。
- シェアサイクルの利用を推進するとともに、マイクロモビリティなどにより、狭山丘陵の周遊をはじめ市内の回遊性を高める取組を検討します。

人中心のまちなかづくり



都市の魅力向上を図るためには、まちなかにおいて多様な人々が集い交流する官民のパブリック空間をウォークラブルな人中心の空間に転換し「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の形成を推進することが重要です。

そのためには、沿道建築物の低層内部のアクティビティの可視化や街並みの景観形成、多様な活動を促す環境整備などエリア単位でグランドレベル（建物低層部、オープンスペース、街路等を包含した空間）の形成を進めることが重要になります。

居心地が良く歩きたくなるまちなかには、W, E, D, Oの4つの共通する特徴があります。

Walkable | 歩きたくなる

居心地が良い、人中心の空間を創ると、まちなかに出かけたくなる、歩きたくなる。

Eye level | まちに開かれた1階

歩行者目線の1階部分等に店舗やラボがあり、ガラス張りで中が見えると、人は歩いて楽しくなる。

Diversity | 多様な人の多様な用途、使い方

多様な人々の多様な交流は、空間の多様な用途、使い方の共存から生まれる。

Open | 開かれた空間が心地良い

歩道や公園に、芝生やカフェ、椅子があると、そこに居たくなる、留まりたくなる。



出典：国土交通省 「居心地が良く歩きたくなるグランドレベルデザイン（令和3（2021）年）」